

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（案） 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後
P. 8	第1.5(1)ア	ア. I R関係法令 ① 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成28年法律第115号） ② 特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号） ③ カジノ管理委員会規則（本実施方針案公表時点において未規定） ④ ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）	ア. I R関係法令 ① I R推進法 ② I R整備法 ③ I R整備法施行令 ④ I R整備法施行規則 ⑤ 基本方針 ⑥ カジノ管理委員会規則（本実施方針案公表時点において未規定） ⑦ ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）
P. 8	第1.5(1)イ	イ. 土地利用・建築関係 （略） ⑪ 航空法（昭和27年法律第231号） ⑫ 港湾法（昭和25年法律第218号） ⑬ 水道法（昭和32年法律第177号） ⑭ 下水道法（昭和33年法律第79号） ⑮ ガス事業法（昭和29年法律第51号） ⑯ 屋外広告物法（昭和24年法律第189号） ⑰ 道路法（昭和27年法律第180号） ⑱ 道路交通法（昭和35年法律第105号） ⑲ 道路運送法（昭和26年法律第183号） ⑳ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号） ㉑ 電気事業法（昭和39年法律第170号） ㉒ 電波法（昭和25年法律第131号） ㉓ 公有水面埋立法（大正10年法律第57号） ㉔ 温泉法（昭和23年法律第131号） ㉕ 公衆浴場法（昭和23年法律第139号） ㉖ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） ㉗ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）	イ. 土地利用・建築関係 （略） ⑪ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号） ⑫ 航空法（昭和27年法律第231号） ⑬ 港湾法（昭和25年法律第218号） ⑭ 水道法（昭和32年法律第177号） ⑮ 下水道法（昭和33年法律第79号） ⑯ ガス事業法（昭和29年法律第51号） ⑰ 屋外広告物法（昭和24年法律第189号） ⑱ 道路法（昭和27年法律第180号） ⑲ 道路交通法（昭和35年法律第105号） ⑳ 道路運送法（昭和26年法律第183号） ㉑ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号） ㉒ 電気事業法（昭和39年法律第170号） ㉓ 電波法（昭和25年法律第131号） ㉔ 公有水面埋立法（大正10年法律第57号） ㉕ 温泉法（昭和23年法律第125号） ㉖ 公衆浴場法（昭和23年法律第139号） ㉗ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号） ㉘ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）
P. 9	第1.5(1)エ	エ. 建設工事関係 ① 建設業法（昭和24年法律第100号） ② 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号） ③ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号） ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） ⑤ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号） ⑥ 測量法（昭和24年法律第188号）	エ. 建設工事関係 ① 建設業法（昭和24年法律第100号） ② 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号） ③ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号） ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号） ⑤ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号） ⑥ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号） ⑦ 測量法（昭和24年法律第188号）

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（案） 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後
P. 9	第1.5(1)オ	オ. その他 ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） ② 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号） ③ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号） ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号） ⑤ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号） ⑥ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）	オ. その他 ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号） ② 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号） ③ <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）</u> ④ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号） ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号） ⑥ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号） ⑦ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）
P. 11	第1.5(4)イ	⑤和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画（仮称）	⑤和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/gvanburukeikaku/sakutei.html
P. 12	第2.1	国内外から多くの観光客を惹き付け	国内外から多くの観光客を <u>引</u> き付け
P. 15	第3.1. 図表2	面積：23.63ha	面積：23.6 <u>1</u> ha
P. 16	第3.1. 図表3	面積：23.63ha ただし、 <u>県有地の文筆作業において僅かの増減が生じる可能性あり</u>	面積：23.6 <u>1</u> ha
P. 16	第3.2. (1)	和歌山県は、 <u>（和歌山県議会令和 2 年 2 月定例会での不動産売買契約議決日）</u> に、	和歌山県は、 <u>2020年3月17日</u> に、
P. 17	第3.1. 図表4	面積：23.63ha	面積：23.6 <u>1</u> ha
P. 17	第3.2. (4)	I R 事業者が和歌山県から購入する I R 予定区域の土地及び建物の価格は、 <u>8,673,829,571円とする。ただし、県有地の分筆作業において、面積の増減が生じた場合、変更する可能性がある。</u>	I R 事業者が和歌山県から購入する I R 予定区域の土地及び建物の価格は、 <u>8,666,292,859円</u> とする。
P. 18	第4.1. (1)ア	国内外から多くの観光客を惹き付け	国内外から多くの観光客を <u>引</u> き付け

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（案） 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後
P. 20	第4.1.(2)イ	「これまでにないスケールとクオリティを有するMICE施設を整備することにより、これまでにないような国際的な会議等を展開し、	「これまでにないスケールとクオリティを有するMICE施設を整備することにより、これまでにないような大型の国際的な会議やイベント等を展開し、
P. 20	第4.1.(2)イ	和歌山IRに整備されるMICE施設は、上記目標の達成に寄与する施設となることはもとより、あらゆる要求に対応可能な機能を有していなければならない。	和歌山IRに整備されるMICE施設は、上記目標の達成に寄与する施設となることはもとより、 <u>国際連合の会議、各国との首脳級会合、閣僚級会合などの重要な国際会議や、グローバル企業をはじめとする様々な企業の会議、企業が行う報奨及び研修旅行に付随する催事などの</u> あらゆる要求に対応可能な機能を有していなければならない
P. 21	第4.1.(3)イ	世界中の観光客を惹き付けるものでなければならない	世界中の観光客を <u>引</u> き付けるものでなければならない
P. 26	第4.2	2. 設置運営事業等に関する事項 様々な文化的背景を持つ国内外の幅広い来訪者に対して、和歌山IRが魅力的なディスティネーションであり続けるために、以下に掲げるもののほか、応募者からの提案を踏まえつつ、必要となる取組を進める。	2. 設置運営事業等に関する事項 様々な文化的背景を持つ国内外の幅広い来訪者に対して、和歌山IRが魅力的なディスティネーションであり続けるために、以下に掲げるもののほか、応募者からの提案を踏まえつつ、必要となる取組を進める。 <u>また、和歌山IRの実施を通じて、観光や地域経済の振興に寄与し、財政の改善を図る観点から、長期間にわたって、安定的かつ継続的な和歌山IRの実施を確保するとともに、IRとしての機能が適切に発揮されるよう、IR区域及びIR施設に係る安全や健康・衛生を確保する取組を進める。さらに和歌山IRに対する信頼と理解を確保する極めて重要な前提条件として、IR事業者はコンプライアンスの確保のための取組及びその実施体制を構築するものとする。</u>
P. 27	第4.2(1)エ	エ. 防災対策及び災害時の利用者の安全確保に向けた体制整備 施設整備に当たっては想定しうる自然災害等を考慮の上、利用者の安全確保及び早期復旧が可能な設計、配置等に加えて、既存施設の日常点検や修繕も計画的に実施することも考慮した事業継続計画（BCP）を策定するものとする。また、災害発生時の初動対応や発災後の正確な情報提供手段の多重化、確実な避難の実施、さらに災害のみならず、感染症なども含め、利用者の安全確保が確実に実施される体制整備を行うものとする。	エ. 防災・ <u>減災</u> 対策及び災害時の利用者の安全確保に向けた体制整備 施設整備に当たっては想定しうる自然災害等を考慮の上、利用者の安全確保及び早期復旧が可能な設計、配置等に加えて、既存施設の日常点検や修繕も計画的に実施することも考慮した事業継続計画（BCP）を策定するものとする。また、災害発生時の初動対応や発災後の正確な情報提供手段の多重化、確実な避難の実施など利用者の安全確保が確実に実施される体制整備を行うものとする。

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（案） 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後
P. 27	第4.2(1)オ	-	<u>オ. 感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組</u> <u>新型コロナウイルス感染症の発生も踏まえ、感染症対策その他の健康・衛生の確保のための取組を適切に講じるものとする。特に感染症対策については、IRは様々な機能を持つ施設が一体となった施設であることから、先行する諸外国のIRにおける取組例や、感染症の発生の状況に応じて定められる、IRを構成する各種施設における感染防止のためのガイドラインなども踏まえ、対策内容や実施体制を定めた計画を策定し、発生時に適切な対策を講じるものとする。</u>
P. 27	第4.2(2)	(2) 地域への貢献と配慮	(2) 地域への貢献と配慮及び <u>人材の育成・確保</u>
P. 27	第4.2(2)イ(イ)	(イ) 他国の言語や文化の知識習得、国内外のVIPや国賓に対するマナーやプロトコールへの配慮、緊急時の対応等、来訪者に快適なサービスを提供するために必要な知識に関する雇用者への教育体制を整備するものとする。	(イ) <u>安定的・継続的かつ安全な和歌山IRの実施体制等を構築、維持するため、また、</u> 他国の言語や文化の知識習得、国内外のVIPや国賓に対するマナーやプロトコールへの配慮、緊急時の対応等、来訪者に快適なサービスを提供するため、 <u>業務等に関する必要な知識について、</u> 雇用者への教育体制を整備するものとする。
P. 28	第4.2(3)	-	<u>(3) IR事業者の廉潔性確保</u> <u>IR事業者は、全般的なコンプライアンスの確保に取り組み、その取組の実施のために必要な体制を構築するものとする。</u> <u>また、IR事業者は、和歌山IRを実施する上で、カジノ事業の免許を申請することになるため、あらかじめカジノ事業に係るIR整備法の株主等に関する規制を踏まえた定款の作成等を行うことが必要である。さらに、カジノ事業の免許を受けるまでに進める準備の段階からIR整備法第41条に基づくカジノ事業の免許の基準、第97条に基づく契約の認可の基準、第116条に基づく従業者の確認の基準等を念頭に置いた反社会的勢力の排除等に徹底的に取り組むための措置を講ずるものとする。</u>
P. 28	第4.3.(3)	IR施設の設置に当たっては、建築基準法、港湾法、都市計画法等に基づく土地利用に関する計画との調和を図るため、必要な場合においては、それらの法律等に基づく手続が適切に行われなければならない。	IR施設の設置に当たっては、 <u>当該施設が</u> 建築基準法、港湾法、都市計画法等に基づく土地利用 <u>規制と適合するよう、これらの法律等</u> に基づく手続が適切に行われなければならない。

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（案） 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後																																																
P. 30	第4.5.(2)	なお、和歌山県では、 <u>2024年度中</u> の I R 開業を目指しているが、当該想定スケジュールは、	なお、和歌山県では、 <u>2026年春頃</u> の I R 開業を目指しているが、当該想定スケジュールは、																																																
P. 30	第4.5.(2)	I R 整備法第39条第1項に規定するカジノ事業の実施に関するカジノ管理委員会の免許（I R 整備法第43条第2項の更新を受けた場合には更新後の免許を含む。以下「 <u>カジノ免許</u> 」という。）の取得に要する期間、	I R 整備法第39条第1項に規定するカジノ事業の実施に関するカジノ管理委員会の免許（I R 整備法第43条第2項の更新を受けた場合には更新後の免許を含む。以下「 <u>カジノ事業の免許</u> 」という。）の取得に要する期間、																																																
P. 31	第4.5.(2) 図表8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020年春頃</td> <td>実施方針の策定・公表</td> </tr> <tr> <td>2020年春頃</td> <td>募集要項等の公表</td> </tr> <tr> <td>2020年春頃～夏頃</td> <td>競争的対話の実施</td> </tr> <tr> <td>2020年夏頃</td> <td>提案審査書類の提出期限</td> </tr> <tr> <td>2020年秋頃</td> <td>優先権者の選定</td> </tr> <tr> <td>2020年秋頃</td> <td>基本協定の締結</td> </tr> <tr> <td>2021年7月30日まで</td> <td>区域整備計画の認定申請</td> </tr> <tr> <td>2021年秋頃～冬頃</td> <td>国による区域認定</td> </tr> <tr> <td>区域認定後速やかに</td> <td>実施協定の締結</td> </tr> <tr> <td>2022年春頃</td> <td>土地の引き渡し</td> </tr> <tr> <td>2025年春頃</td> <td>I R 開業</td> </tr> </tbody> </table>	時期	項目	2020年春頃	実施方針の策定・公表	2020年春頃	募集要項等の公表	2020年春頃～夏頃	競争的対話の実施	2020年夏頃	提案審査書類の提出期限	2020年秋頃	優先権者の選定	2020年秋頃	基本協定の締結	2021年7月30日まで	区域整備計画の認定申請	2021年秋頃～冬頃	国による区域認定	区域認定後速やかに	実施協定の締結	2022年春頃	土地の引き渡し	2025年春頃	I R 開業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020年春頃</td> <td>実施方針（案）の策定・公表</td> </tr> <tr> <td>2020年春頃</td> <td>募集要項等の公表</td> </tr> <tr> <td>2020年春頃～冬頃</td> <td>競争的対話の実施</td> </tr> <tr> <td>2020年冬頃</td> <td>提案審査書類の提出期限</td> </tr> <tr> <td>2021年春頃</td> <td>優先権者の選定</td> </tr> <tr> <td>2021年春頃</td> <td>基本協定の締結</td> </tr> <tr> <td>2022年4月28日まで</td> <td>区域整備計画の認定申請</td> </tr> <tr> <td>2022年夏頃～秋頃</td> <td>国による区域認定</td> </tr> <tr> <td>区域認定後速やかに</td> <td>実施協定の締結</td> </tr> <tr> <td>2023年春頃</td> <td>土地の引き渡し</td> </tr> <tr> <td>2026年春頃</td> <td>I R 開業</td> </tr> </tbody> </table>	時期	項目	2020年春頃	実施方針（案）の策定・公表	2020年春頃	募集要項等の公表	2020年春頃～冬頃	競争的対話の実施	2020年冬頃	提案審査書類の提出期限	2021年春頃	優先権者の選定	2021年春頃	基本協定の締結	2022年4月28日まで	区域整備計画の認定申請	2022年夏頃～秋頃	国による区域認定	区域認定後速やかに	実施協定の締結	2023年春頃	土地の引き渡し	2026年春頃	I R 開業
時期	項目																																																		
2020年春頃	実施方針の策定・公表																																																		
2020年春頃	募集要項等の公表																																																		
2020年春頃～夏頃	競争的対話の実施																																																		
2020年夏頃	提案審査書類の提出期限																																																		
2020年秋頃	優先権者の選定																																																		
2020年秋頃	基本協定の締結																																																		
2021年7月30日まで	区域整備計画の認定申請																																																		
2021年秋頃～冬頃	国による区域認定																																																		
区域認定後速やかに	実施協定の締結																																																		
2022年春頃	土地の引き渡し																																																		
2025年春頃	I R 開業																																																		
時期	項目																																																		
2020年春頃	実施方針（案）の策定・公表																																																		
2020年春頃	募集要項等の公表																																																		
2020年春頃～冬頃	競争的対話の実施																																																		
2020年冬頃	提案審査書類の提出期限																																																		
2021年春頃	優先権者の選定																																																		
2021年春頃	基本協定の締結																																																		
2022年4月28日まで	区域整備計画の認定申請																																																		
2022年夏頃～秋頃	国による区域認定																																																		
区域認定後速やかに	実施協定の締結																																																		
2023年春頃	土地の引き渡し																																																		
2026年春頃	I R 開業																																																		
P. 32	第5.2.(1)	和歌山県では、和歌山 I R / M I C E 推進協議会（仮称）が関係民間事業者、高等教育機関等の協力を得ながら M I C E 誘致を推進していく。	和歌山県では、和歌山 I R / M I C E 推進協議会が関係民間事業者、高等教育機関等の協力を得ながら M I C E 誘致を推進していく。																																																
P. 33	第6.1	和歌山県及び I R 事業者は、和歌山県公安委員会や和歌山市その他の関係地方公共団体と連携しつつ、区域整備計画及び実施協定に基づき、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための施策及び措置を講ずる。	和歌山県及び I R 事業者は、和歌山県公安委員会・ <u>和歌山県警察</u> や和歌山市その他の関係地方公共団体と連携しつつ、区域整備計画及び実施協定に基づき、カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための施策及び措置を講ずる。																																																

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（案） 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後
P. 34	第6.4	和歌山県においても、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、全てのギャンブル等を対象とした依存防止対策を進めており、和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画を2020年3月に公表する予定としている。	和歌山県においても、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、全てのギャンブル等を対象とした依存防止対策を進めており、和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画を2020年4月に公表した。
P. 36	第7.3.(2)イ	和歌山県は、参加資格審査書類及び守秘義務誓約書を提出した者に対して、第1.4②から⑤及び⑧の書類を開示する予定である。	和歌山県は、参加表明書等を提出した者に対して、第1.4②から⑤及び⑧の書類を開示する予定である。
P. 38	第7.3.(2)ス	ス. 実施協定の締結 和歌山県及び優先権者は、長期間にわたる安定的で継続的な和歌山IRの実施に向けて、区域整備計画の認定後、国土交通大臣の認可を受けて、速やかに競争的対話に基づいて調整された実施協定書（案）に基づいて、実施協定を締結しなければならない。	ス. 実施協定の締結 和歌山県及び優先権者は、長期間にわたる安定的・継続的かつ安全な和歌山IRの実施に向けて、区域整備計画の認定後、国土交通大臣の認可を受けて、速やかに競争的対話に基づいて調整された実施協定書（案）に基づいて、実施協定を締結しなければならない
P. 38	第7.4.(1)	応募に参加できる応募者の構成は、次のとおりである。	公募に参加できる応募者の構成は、次のとおりである。
P. 40	第7.4.(2)キ	公募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連がある者でないこと。	公募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。
P. 41	第7.4.(3)	公募アドバイザー、選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者及び和歌山県と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者の関与制限	公募アドバイザー、選定委員会の委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者及び和歌山県又は和歌山市と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者の関与制限
P. 41	第7.4.(3)	① 公募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連がある者	① 公募アドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者
P. 43	第7.8.	そのため、和歌山県は、優先権者を選定する段階においても、カジノ事業の免許の基準を踏まえ、適格性につき確認（以下「予備調査」という。）を行い、その調査結果を優先権者選定の評価点に反映する。予備調査は、事業者の役員予定者及びIR事業者の株主（当該株主が法人である場合は、当該法人の役員。以下同じ。）が暴力団員等に該当しない者であるかどうかについての和歌山県公安委員会への照会等カジノ事業の免許を取得する上での欠格事由が存在しないことを確認するための調査を行う予定である。予備調査の詳細は募集要項等において示す。	そのため、和歌山県は、優先権者を選定する段階においても、カジノ事業の免許の基準を踏まえ、適格性につき確認（以下「予備調査」という。）を行う。予備調査は、IR事業者の役員予定者及びIR事業者の株主（当該株主が法人である場合は、当該法人の役員。以下同じ。）が暴力団員等に該当しない者であるかどうかについての和歌山県警察への照会等カジノ事業の免許を取得する上での欠格事由が存在しないことを確認するための調査等を行う予定である。予備調査の詳細は募集要項等において示す。

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（案） 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後
P. 44	第7.11	-	<p><u>11 収賄等の不正行為の防止</u> 和歌山県は、民間事業者の選定の公正性及び透明性の確保並びに収賄等の不正行為を防止するため、接触ルールとして「和歌山県特定複合観光施設設置運営事業者選定業務に係る対応指針」を定め、これを運用している。和歌山県は、民間事業者選定時においてもこれを遵守し選定を行う。 また、応募者は、応募の前段を含め、公募の手続外で和歌山県職員（特別職を含む）及び公募アドバイザー並びに選定委員会の委員、委員が属する団体及び委員と一定の関係のある者に対して、直接又は間接を問わず、公募に関して自己に有利になるよう働きかけてはならない。</p>
P. 44	第7.12	11. 公募の取消し	12. 公募の取消し
P. 45	第8.1	<p>1. 基本的な考え方 和歌山 I R の実施を通じて、観光や地域経済の振興に寄与し、財政の改善に資するためには、長期間にわたって、安定的かつ継続的な和歌山 I R の実施を確保する必要がある。</p>	<p>1. 基本的な考え方 和歌山 I R の実施を通じて、観光や地域経済の振興に寄与し、財政の改善に資するためには、長期間にわたって、安定的かつ継続的な和歌山 I R の実施を確保するとともに、<u>I R としての機能が適切に発揮されるよう、I R 区域及び I R 施設に係る安全や健康・衛生が確保される</u>必要がある。</p>
P. 47	第8.5.(2)	<p>(2) 法令等変更及び特定条例等変更 ア. <u>基本協定締結後、和歌山 I R の事業期間終了日までの間に、法令等（和歌山市による条例等を含む。）の変更又は新設が行われ、和歌山県又は I R 事業者</u>に損失が生じた場合、各自が負担する。 イ. <u>基本協定締結後、和歌山 I R の事業期間終了日までの間に、基本協定又は実施協定に定める和歌山県による一定の条例等の変更又は新設が行われ、I R 事業者</u>に損失が生じた場合、実施協定に定めるところにより、和歌山県が負担する。</p>	<p>(2) 法令等変更及び特定条例等変更 ア. 和歌山 I R の事業期間終了日までの間に、法令等の変更又は新設（<u>和歌山県及び和歌山市による特定条例等の変更又は新設を除く。</u>）が行われ、和歌山県又は I R 事業者</p> <p>イ. 和歌山 I R の事業期間終了日までの間に、和歌山県及び和歌山市による <u>特定条例等</u> の変更又は新設が行われ、I R 事業者</p>
P. 47	第8.7	<p>7. 金融機関と和歌山県との協議 和歌山県は、長期間にわたる安定的で継続的な和歌山 I R の実施のために必要と認めた場合には、融資金融機関による I R 事業者の資産に対する担保権の設定及び融資金融機関の担保実行による株主の交代その他一定の事項について、I R 事業者</p>	<p>7. 金融機関と和歌山県との協議 和歌山県は、長期間にわたる安定的かつ継続的な和歌山 I R の実施のために必要と認めた場合には、融資金融機関による I R 事業者の資産に対する担保権の設定及び融資金融機関の担保実行による株主の交代その他一定の事項について、I R 事業者</p>

和歌山県特定複合観光施設設置運営事業 実施方針（案） 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後
P. 48	第8.9.(2)	観光や地域経済の振興に寄与し、財政の改善に資するためには、長期間にわたって、安定的かつ継続的な和歌山 I R の運営を確保するとともに、	観光や地域経済の振興に寄与し、財政の改善に資するためには、長期間にわたって、安定的・継続的かつ安全な和歌山 I R の運営を確保するとともに、
P. 50	第10.1.(1)	<p>(1) 実施方針に関する質問及び意見の受付 実施方針の公表後、民間事業者からの質問及び意見を受け付け、質疑応答を行うことは、民間事業者との意思疎通を図り、実施方針に関する民間事業者の理解を深める上で有効であることから、和歌山県は、民間事業者からの実施方針に対する質問及び意見を受け付ける。</p> <p>ア. 受付期間 【検討中】</p> <p>イ. 提出方法 【検討中】</p>	削除
P. 50	第10.1.(2)	<p>(2) 実施方針に対する民間事業者からの質問及び意見への回答 公平性を確保する観点から、民間事業者からの質問及び意見に対する回答（公表することにより、質問を行った民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除く。）は、他の民間事業者にも公表する。</p>	削除
P. 50	第10.1.(3)	<p>(3) 実施方針に対する民間事業者からの質問及び意見に対するヒアリング 実施方針に関する質問及び意見のうち、和歌山県がその趣旨等を確認する等の必要があると判断した場合には、質問及び意見を提出した者に直接ヒアリングを行う場合がある。</p>	削除
P. 50	第10.1.(4)	<p>(4) 実施方針の変更 和歌山県は、実施方針に関する質問及び意見を踏まえ、必要があると認めるときは、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。和歌山県は、実施方針の変更を行った場合は、和歌山県のホームページへの掲載その他適宜な方法により速やかに公表する。</p>	<p>(1) 実施方針の変更 和歌山県は、必要があると認めるときは、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。和歌山県は、実施方針の変更を行った場合は、和歌山県のホームページへの掲載その他適宜な方法により速やかに公表する。</p>
P. 50	第10.1.(5)	(5) 和歌山 I R の実施に関して使用する言語	(2) 和歌山 I R の実施に関して使用する言語